

役員等の報酬及び費用に関する規程

目的及び意義

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「この法人」という。）定款第17条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等にその職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬等は、定例報酬及び期末手当とする。
- 3 常勤役員の定例報酬の月額を、別表1のとおりとする。
- 4 常勤役員の期末手当の額は、期末手当基礎額に別表2に定める支給率の割合を乗じて得た額とする。この場合、期末手当基礎額は定例報酬月額に別表3に定める加算率を乗じて得た額に、定例報酬月額を加算した額とする。
- 5 非常勤役員及び評議員の報酬額は、別表4に定める額とする。
- 6 役員等には退職手当を支給しない。

(派遣職員の報酬の特例)

第4条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき鹿児島県から派遣される職員が常勤の役員である場合の当該役員の報酬については、鹿児島県との間に締結する派遣職員の取扱いに関する取決めにに基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給方法等は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員については、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準じて支給する。

- (2) 非常勤役員及び評議員は、以下のとおり支払うものとする。
- ・ 職務内容が理事会及び評議員会出席によるものについては、理事会及び評議員会出席後遅滞なく支払うものとする。
- (3) 非常勤監事は、以下のとおり支払うものとする。
- ・ 職務内容が監査実施によるものについては、年額2回に分けて就任期間に基づき支払うものとする。
 - ・ 就任期間とは、就任した月の翌月（就任した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から退任した月（退任した日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までをいう。
 - ・ 計算方法は、別表4に定める額を12月で除した額に就任期間を乗じて得た額を支払うものとする。
- (4) 前2号の場合において、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬等の全部又は一部について、自己の口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第6条 新たに、常勤役員になった者には、その日から定例報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの定例報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの定例報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、定例報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その定例報酬額は、その月の総日数から業務日以外の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 端数処理については、次のとおりとする。

- (1) 第5条第3号の規定により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上の端数は1円切り上げるものとする。
- (2) 第6条第4項の規定により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務を行うために旅行したときは、その費用の相当額を弁償し、その算定方法は、別に定める旅費規程による。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社の設立の登記の日から施行する。

(平成24年10月30日理事会決議)

附則

この規程は、平成28年4月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和3年10月6日から適用する。

別表1 (常勤役員の定例報酬の月額)

役員の区分	定例報酬月額
理事長	鹿児島県職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の再任用職員の項の9級の欄の給料月額以下
専務理事	鹿児島県職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の再任用職員の項の8級の欄の給料月額以下
常務理事	鹿児島県職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の再任用職員の項の7級の欄の給料月額以下
監事	鹿児島県職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の再任用職員の項の4級の欄の給料月額以下

別表2 (上記役員の期末手当の支給率)

支給率
鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例及び鹿児島県職員勤勉手当支給条例に規定する再任用職員の支給率

別表3 (常勤役員の期末手当の加算率)

役員 の 区 分	加 算 率
理事長, 専務理事及び常務理事	100分の20
監 事	100分の15

別表4 (非常勤役員及び評議員の報酬額)

役員等の区分	職 務 内 容	報 酬 額
理 事	理事会出席	1万円 (出席の都度)
監 事	理事会及び評議員会出席	1万円 (出席の都度)
	監査実施	20万円 (年額)
評 議 員	評議員会出席	1万円 (出席の都度)